No.268 2021/8/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

外国株式の配当を受け取った場合の確定申告方法

Q 外国の株式を保有していたことで、海外から配当金を受け取りました。この配当金についてはどのように確定申告したらよいのでしょうか？

解説

外国株式の配当の取扱いについては、その法人が上場しているかどうか、また、配当が日本国内の証券会社を経由して払われているかどうかで、異なります。

1． 上場している場合

1）日本の証券会社を経由して支払われた場合
日本の株式と同様、「総合課税」「申告分離課税」「「申告不要」を選択することができます。
また、通常、海外と日本で両方源泉徴収がなされます。（日本の源泉徴収税率：20.315%）
2）日本の証券会社を経由せず、国外から直接支払われた場合
「総合課税」「申告分離課税」を選択することができます。日本での源泉徴収はありません。

2． 非上場の場合

1）日本の証券会社を経由して支払われた場合
原則として、「総合課税」となります。（少額配当の申告不要制度の適用有り）この場合の、日本での源泉徴収税率は、20.42%となります。
2）日本の証券会社を経由せず、国外から直接支払われた場合
「総合課税」となります。日本での源泉徴収はありません。

3． 外国税額控除と配当控除

外国株式の配当金について外国で源泉徴収された金額がある場合には、二重課税を避けるため、確定申告において外国税額控除の適用を受けられます。外国税額控除は「申告不要」を選択した場合以外は、適用できます。
外国株式の配当金については、配当控除の適用はありません。

要するに…

外国株式の配当でも、日本株式の配当と原則として同様の扱いとなっていますが、上場か非上場か、また配当が日本の証券会社を経由して払われているかどうかにより、選択できる申告方法が異なります。ただし、外貨の円換算の問題、「配当控除」の適用がないこと、外国税額控除の適用の有無など注意点もあります。